

## 令和4年度社会福祉法人指導監査基本方針

令和3年度の本市所管社会福祉法人は17法人であり、このうち5法人に対し実地監査を実施しました。

その結果、文書指摘事項は無かったものの、すべての法人において口頭指摘事項等があり、法人運営ならびに会計経理の基本的な部分に改善すべき点が見受けられました。

こうした状況を踏まえ、令和4年度についても下記の事項に重点を置き、滋賀県ならびに本市の関係課と密接に連携しながら、効果的な指導監査の実施に努めることとします。(施設の管理運営、処遇については、引き続き滋賀県が監査を実施します。)

また、平成29年4月から社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人制度が大幅に改正されました。改正事項として、経営組織の内部統制の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などが大きな柱とされており、これらの改正事項に円滑に対応できるよう滋賀県とも連携を図りながら、本市所管社会福祉法人に対して指導・助言を行います。

さらに、すべての法人に対して、「自立・自律と自己責任」の法人運営を促すとともに、法令遵守の点から大きな問題が認められない法人に対しては、草津市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき一般監査の周期を延長することとします。

なお、一般監査の際に指摘した事項等について、改善が見られない法人に対しては、再指導を行うこととします。また、一般監査の結果必要があると認めた場合や不祥事等が発生した場合にあっては、特別監査を実施するなど随時必要な措置を講ずるものとします。

### 記

#### 1. 適正な法人運営の確保

##### (1) 評議員会・理事会の活性化と機能強化

評議員会が、平成29年4月から法人の重要事項を決議する必置の議決機関とされたことから、評議員の選任等の手続きや評議員会の招集、運営や決議が適正に行われているかの視点で監査を行い、評議員会が理事会を牽制し、議決機関としての役割を十分果たせるよう指導します。

また、理事および理事長の選任等の手続きが適正に行われているか、各理事が実際に法人運営の職責を果たしているか、また、理事会において評議員会の議題や議案、重要な業務執行の決定などの決議事項について十分な審議が行われているか、中長期的な経営ビジョンが議論されているかなどの視点から監査を行い、理事会の活性化と機能強化が図られるよう指導します。

##### (2) 内部牽制体制の強化

監事には、理事の業務執行の監査や計算書類等の監査を行い、監査報告書を作成することが求められています。また、監事が理事会に出席することが義務付けられ、

今まで以上に監事としての役割が重要になっています。引き続き、的確に法人の運営状況を把握するとともに、公正中立の立場で厳正な監査を実施することにより、監事機能が十分発揮されるよう重点的に指導します。

また、法人外への資金流出や不適切な会計管理が発生し得ない実効的な管理体制が構築できるよう指導します。

併せて、不祥事の発生を防止するため、役員や施設長等幹部職員が社会福祉事業の有する公共性について認識を深めるとともに、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の確保が図られるよう指導します。

### (3) 経営の健全性・透明性の確保

法人役員が経営責任を自覚し、中長期的に安定経営を図っていくためにも、財務状況について分析を行い、経営状態や問題点を把握し、改善に努めるよう指導します。

また、事業運営の透明性を図るため、現況報告書および添付書類（貸借対照表、収支計算書）、定款および役員等報酬支給基準等、公表が義務付けられているものについて、インターネットを活用して公表するよう指導します。

### (4) 地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人は、社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対し積極的に対応していくことが求められていることから、社会福祉法人において、社会福祉法第24条第2項に規定される「地域における公益的な取り組み」が推進されるよう指導します。

## 2. 適正な会計管理等の確保

### (1) 適正な会計管理

会計責任者と出納職員が任命され内部牽制に配慮した体制が整備されるよう、また、社会福祉法人会計基準および法人の経理規程等に基づいた適正な会計処理が行われるよう指導します。特に、現金、預金通帳、銀行印等の保管・管理が適切に行われ、現金および預貯金については、それぞれの残高と帳簿残高との照合を複数の職員で定期的に行うなど、内部牽制機能の確立を指導します。

また、外部の会計の専門家によるチェック体制が整備されるよう指導します。

### (2) 適正な事業執行

施設整備、高額な物品の購入や工事等について、競争入札や複数業者からの見積り徴取等により適正に行われるよう、また、公私混同等による不適正な会計処理が行われないう指導します。

また、法人の運営にかかる経費が税金や保険料であることに鑑み、市民の理解が得られないような使途に公費が使われることのないよう指導します。

以上、令和4年度の指導監査は、上記「基本方針」のもとに、別添の「社会福祉法人指導監査事項」の「主眼事項・着眼点」に留意して実施するものとします。

なお、関係法令・通知に照らし、特に大きな問題が認められず、必要な改善に的確に取り組むなど適正な運営が行われている法人にあっては、一般監査を3年に1回実施することとします。

また、会計監査人による監査や専門家による支援を受け、財務の状況の透明性および適正性ならびに当該法人の経営組織の整備およびその適切な運用が確保されていると判断するなど、社会福祉法人指導監査実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）「3 一般監査の実施の周期」に該当する場合は、5年を限度として周期の延長をすることができることとします。

なお、令和4年2月10日付けの厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）」において、まん延防止等重点措置の適用か否かにかかわらず、令和3年度決算期の社会福祉法人の運営等については、令和3年2月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）」と同様の取り扱いとして差し支えない。とされております。

※「新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたい。これにより、やむを得ず監査の実施周期が3年を超えることも妨げるものではない。」

こうしたことから、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を見極めつつ、必要時においては、所轄庁として延期を含め、適切に判断してまいることといたします。

一方、法人運営等に問題が発生した場合や通報があった場合、また、監事監査報告書、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれがあると認められるときは、随時、指導監査を実施します。